

電気通信格差是正事業費補助金交付要綱について【補足事項】

1 定義について

- (1) 電気通信格差是正事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条及び第4条の「事業の着手」とは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和61年法律第77号)に基づいて行われる当該事業に係る整備計画の認定の申請を指すものとする。
- (2) 交付要綱第3条第3号の「地方公共団体の各種行政分野においてインターネットを活用した行政サービスを地域住民に提供するとともに、地域の情報通信基盤の向上に資する施設及び設備の設置の事業」(以下この号において「施設整備事業」という。)には、電気通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るために、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱第3条第2号に規定する加入者系光ファイバ網設備整備事業を併せて行う町村が、施設整備事業で設置した施設及び設備の一部を当該町村以外の者に利用させることも含むものとする。
- また、施設整備事業において、上記以外の市町村が当該施設整備事業で設置した施設及び設備の一部に未利用部分が生じた場合には、当該市町村以外の者に利用させることができる。
- (3) 前号の規定は、地域情報化総合支援事業(行政サービス提供事業に係るものに限る。)で設置した施設及び設備についても、準用する。

2 採択に当たっての留意事項

「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」(交付要綱第3条第2号イを除く。)の採択に当たっては、条件不利地域等における事業を優先的に採択する。

3 交付額について

- (1) 交付要綱第5条の表において「市町村に対し、都道府県が補助対象経費の3分の1以上を補助する場合」のように規定する場合の「補助対象経費の3分の1以上」等及び「第三セクター法人等に対し、都道府県又は市町村が補助対象経費の4分の1以上を補助する場合」のように規定する場合の「補助対象経費4分の1以上」等には、電気通信格差是正事業に関し国が都道府県又は市町村に交付する補助金充当額が含まれる。
- (2) 交付要綱第5条の表において「第三セクター法人に対して補助対象経費の4分の1以上を補助する市町村」のように規定する場合の「補助対象経費の4分の1以上」には、電気通信格差是正事業に関し都道府県が市町村に交付する補助金充当額が含まれる。
- (3) 交付要綱第5条は、民間能力活用特定施設緊急整備事業にあっては、次により運用することとする。
- ① 関係地方公共団体が、「交付団体」か「不交付団体」かの判定方法
本事業交付申請前3か年の財政力指数の平均が、1.0未満であれば「交付団体」とし、1.0以上であれば「不交付団体」とする。
- ② 国の助成割合の決め方
- i 関係地方公共団体が単一の場合
①より「交付団体」か「不交付団体」かを判定し、交付要綱第5条により国との助成割合を決める。
- ii 関係地方公共団体が複数の場合

- ①より「交付団体」か「不交付団体」かを判定し、
 ア 関係地方公共団体がすべて「交付団体」の場合、国は2／3相当額を助成する。
 イ 関係地方公共団体がすべて「不交付団体」の場合、国は1／2相当額を助成する。
 ウ 関係地方公共団体に「交付団体」と「不交付団体」の両方がある場合、本交付要綱
 補足事項の運用に当たっては、国は関係地方公共団体の意思を尊重することとし、
 不交付団体は補助対象経費の1／2相当額を助成しなければならないことを意味
 するものではなく、1／3相当額を超える部分について助成するか否かは当該不
 交付団体の任意であること。

(注)ここで「財政力指数」とは、各年度ごとに基準財政収入額を基準財政需要額で除し
 て得た数値をいう。

- ③ 「特別の事情があるとき」とは、次の場合のすべてを満たすときとする。
 i その補助金の期待額がその年度の補助金予算総額を上回るとき。
 ii 関係地方公共団体が国の補助率とは独立して補助金を交付する場合において国の補助
 率が2／3(1／2)未満であっても、国と地方公共団体が交付する補助金額の合計が相
 当規模の額であり、この補助金の目的が十分に達成されると認められるとき。
 iii 当該事業の促進が経済社会基盤の充実等に特に大きく寄与するものと認められる
 とき。
- ④ 「別に定める調整率」とは、次の算式により算出するものとする。
 i 各年度の補助事業に要する経費の合計額が480億円未満の場合

$$\text{調整率} = \frac{30,000,000}{\text{補助対象経費} \times \alpha}$$

$$\text{ただし、} \alpha = \begin{cases} \frac{2}{3} & (\text{関係地方公共団体が地方交付税交付団体の場合}) \\ \frac{1}{2} & (\text{関係地方公共団体が地方交付税不交付団体の場合}) \end{cases}$$

- ii 各年度の補助事業に要する経費の合計額が480億円以上の場合

$$\text{調整率} = \frac{45,000,000}{\text{補助対象経費} \times \alpha}$$

$$\text{ただし、} \alpha = \begin{cases} \frac{2}{3} & (\text{関係地方公共団体が地方交付税交付団体の場合}) \\ \frac{1}{2} & (\text{関係地方公共団体が地方交付税不交付団体の場合}) \end{cases}$$

4 交付の申請について

- (1) 交付要綱第6条の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。
 (2) 様式第1号の添付資料のうち、市町村の当該補助事業に関する規程又は要綱が整備されて
 いない場合は、当該補助事業の伺い定めの文書の写しをもってこれに代えることができるも
 のとする。

5 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第18条第1項第1号及び第19条第1項第1号の「大臣が別に定める財産の処
 分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に
 おいて規定される耐用年数に相当する期間とする。
 (2) 交付要綱第20条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金

等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)が定めるところによるものとする。

6 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表2の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表2の新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(地域情報化総合支援事業を除く。)の項の(1)のイの「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙の1のとおりとする。
- (3) 交付要綱別表2の地域情報化総合支援事業の項の(1)のウの「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙の2のとおりとする。
- (4) 交付要綱別表2の地域インターネット導入促進基盤整備事業の項の(1)のイの「大臣が別に定める設備」は、別紙の3のとおりとする。

7 交付要綱第21条で定める「大臣が別に定める基準」は次のとおりとする。

- (1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。
- (2) 次の要件を満たす財産処分である場合。
 - ア 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公用に供する次の施設へ転用すること。
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設(公民館、図書館、博物館等)、社会体育施設(体育館等)、文化施設(美術館等)、児童福祉施設、(児童館等)、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人(NPO)拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
 - イ 補助事業者と同一の都道府県、市町村(市町村の属する都道府県を含む。)及び都道府県又は市町村の連携主体並びに間接補助事業者と同一の市町村への無償による転用であること。
- (3) 現に補助金が交付又は交付決定されている地域インターネット基盤整備事業、広域的地域情報通信ネットワーク基盤整備事業、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業、地域インターネット導入促進基盤整備事業及びマルチメディア街中にぎわい創出事業において、電気通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るために、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合又は間接補助事業者(新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業にあっては市町村に限る。)が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該間接補助事業者以外の者に利用させる場合。

8 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第12号の2までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする(添付書類等を除く。)。

別紙

交付要綱別表の各項の附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)

1 地域・生活情報通信基盤高度化事業(新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(地域情報化総合支援事業を除く。))関係

- (1) 接地線
- (2) 屋外照明施設
- (3) マンホール
- (4) 空調設備
- (5) 監視設備
- (6) 消火設備
- (7) 水道施設
- (8) 貯水タンク
- (9) ろか器
- (10) 洗面・手洗施設
- (11) モニターテレビ
- (12) 修理工具
- (13) 仮眠施設
- (14) 地下埋設設備
- (15) 構内柱
- (16) 航空標識灯設備
- (17) ゴーストキャンセラー
- (18) 中継用固定無線装置
- (19) (1)から(18)に掲げるものに類する施設・設備

2 地域・生活情報通信基盤高度化事業(地域情報化総合支援事業)関係

- (1) 1に掲げるもの
- (2) 予備送受信機
- (3) 電源設備(予備電源設備を含む。)
- (4) (1)、(2)及び(3)に掲げるものに類する施設・設備

3 地域・生活情報通信基盤高度化事業(地域インターネット導入促進基盤整備事業)関係

- (1) 1の(1)、(4)、(11)及び(12)、2の(2)及び(3)に掲げるもの
- (2) (1)に掲げるものに類する設備